

広島市教育委員会規則第1号

令和8年3月30日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「全国高校総体推進係」を削る。

第2条第1項中第19号及び第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第32号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 給与等の予算及び経理に関すること。
- (2) 諸手当の認定の総括に関すること。

第2条第3項第4号中「教職員等の」を削り、同条第6項第5号中「健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センター」を「他課等」に改め、同条第7項中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学校給食、学校保健及び学校安全に係る教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修（教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。

第2条第8項第3号中「（校長及び教員をいう。以下同じ。）」及び「教育課程に係る」を削り、「特別支援教育課」を「他課等」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9項第3号中「教育課程に係る」を削り、「特別支援教育課」を「他課等」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項中第11号を削り、同条第10項第3号中「教育課程に係る研修」を「研修（他課等の所掌に属するものを除く。）」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項第6号中「教育委員会人事給与システム」の右に「（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。）」を、「会計年度任用職員」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。